電気機器組立て職種(配電盤・制御盤組立て作業)

作業の定義	配電盤や制御盤等を組立て、配線し、必要な試験を行って規格どおりに調整する作業をいう。		
必須業務(移行 対象職種・作業 で必ず行う業 務)	第1号技能実習 (1)配電盤・制御盤組立て作業 ①組立て及び加工作業 ②器具の取付け作業 ③配線及び接続作業	第2号技能実習 (1)配電盤・制御盤組立て作業 ①接続図による作業段取り作業 ②組立て及び加工作業 ③器具の取付け作業 ④配線及び接続作業 ⑤電気回路の点検作業	第3号技能実習 (1)配電盤・制御盤組立て作業 ①接続図による作業段取り作業 ②組立て及び加工作業 ③器具の取付け作業 ④配線及び接続作業 ⑤電気回路の点検作業 ⑥据付・調整作業(必要に応じて行う) ⑦電気試験(適電動作、発縁耐力試験等)作業 ⑧配電盤・制御盤等の改修(補修)作業(必要に応じて行う)
	(2)安全衛生業務 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③電気機器組立て職種に必要な整理整頓作業 ④電気機器組立て職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業		
関連業務、周辺 業務(上記必済 業技能等業務に関連等 に係当するるるるること。)	(2)周辺業務 ①運送作業(工場から現場等) ②フォークリフトの運転作業(特別教育又は技能講習が必要。) ②フォークリフトの運転作業(特別教育、は鉄準型等が必要。)		
使用する素材、材料等(該当するものを選択す	主材料としては、配線用遮断器、開閉器、継電器、変成器、計器、表示器、操作器、端子台、電線、ケーブル、絶縁材料、金属材料、導電・半導体材料等があるが、 特に限定すべきものは無く必要な素材(機器・材料)を使用すること。		
ること。) 使用する機械、 器具等(該当するものを選択す ること。)	 一つ以上必ず使用し、他は必要に応じて使用すること。 ①器工具等 1.ドライバ、スパナ、ペンチ、ニッパ、モンキレンチ、トルクレンチ、ハンマ2にんだごて、ワイヤストリッパ、圧着工具、ダクトカッター 3.スケール、ノギス、マイクロメータ、けがき針、ポンチ 4.万力、組やすり、タップ、ダイス、リーマ、ホールソー 5.計測器 6.その他関係器工具類 ②機械等 1.電気ドリル、卓上ボール盤、両頭グラインダ 2.巻線機、プレス、シャー、パインド機、乾燥炉 3.回転機、変圧器、配電盤・制御盤 4.塗装設備 5.各種揚重連搬機械等 6.その他関係機械設備(各種溶接機等) 		
製品等の例(該当するものを選択すること。)	1.高圧配電盤 2.低圧配電盤 3.分電盤 4.制御盤操作盤を含む) 5.監視盤(表示盤を含む) 6.警報器盤		
移行対象職種・ 作業とはならな い業務例	1.電子回路接続作業のみ 2.電子機器組立て作業 3.電気機械修理作業 4.電気機械器具修理作業 5.上記の関連業務及び周辺業務のみの場合		